

外国貿易船が直接入港 日高港の新たな一歩

日高港では、外郭施設の整備と産業用地の造成を「第1期計画」として段階的に進めてきました。

平成10年に工事が始まり、平成16年春には暫定供用がス

タート。最大3万トン級の大型船舶に対応できる水深12メートルの公共バース、水深7.5メートルの耐震強化岸壁などが整備され、現在では近代的な港へと生まれ変わっています。

京阪神圏から車で約90分という便利な位置をいかし、日高港は内外貿易と物流の拠点としての役割を高めてきました。

大量の工業原料やエネルギー資源を受け入れる拠点として機能を強化するとともに、臨海部の交通整備や周辺地域との連携を進めることで、地域の産業と市民のくらしの両方を支える基盤へと発展しています。



荷役の様子（第1岸壁）

平成20年11月には、「植物防疫港」に指定されました。

それまでは、海外から木材などを輸入する際、ほかの港で植物検疫を受けてから積み替え、日高港へ二次輸送する必要がありました。指定後は日高港で木材の荷揚げができるようになりました。これにより、日高港の利用が進むとともに、輸送コストの削減など利便性が大きく向上しました。

一方で、日高港は関税法上「不開港」とされているため、税関施設が設置されておらず、外国貿易船が入港する際には、和歌山下津港など近隣の港で入港手続を行う必要がありました。

この不便を解消するため、本市と和歌山県は、国に対して早期の開港指定を要望してきました。

その結果、和歌山県が港の設備を改善し、第1岸壁ソーラスフェンス内の取り締まりを強化することを条件に、外国貿易船が日高港へ直接入港できるようにすることで国と合意し、令和7年4月から「開港」と同等の運用が始まりました。

公共バースでこのような運用が認められたのは、全国で初めての事例です。

あわせて、検疫手続きをより迅速かつ効率的に行うため、本市と和歌山県は、無線による検疫が可能な「無線検疫の対象港」としての指定も国に要望しました。

その結果、令和7年4月から日高港は無線検疫の対象港に指定され、外国貿易船の受け入れ体制が一段と整えられています。

産業拠点として

日高港には、約10ヘクタールの企業用地「日高港工業団地」が整備されています。

この工業団地は、和歌山県が造成したもので、製造業や倉庫業などを主な対象として、18区画の分譲・賃貸が行われてきました。

平成16年に日高港塩屋地区の暫定供用が始まった際に



和歌山御坊バイオマス発電所

は、港湾関連事業者などが3区画に進出しました。

その後も設備投資が進み、令和4年には「和歌山御坊バイオマス発電所」の立地が決定し、令和7年8月から営業運転が始まっています。

現在、工業団地内で残る1区画についても進出企業が決まる見通しで、決定すれば18区画すべてが埋まる予定です。

地域経済の活性化や新たな雇用の創出など、産業拠点としての役割がますます高まることが期待されています。